

2016年の税法改正による後続の施行令改正案の主要内容

2017年1月2日

2016年の税法改正による施行令改正案が2016年12月28日に発表されました。2017年1月19日まで立法予告を経て、1月31日に国務会議で可決されて、2月3日に公布、施行される予定です。発表された施行令改正案のうち、日系企業に適用される可能性のある重要な事項を抜粋してお送りいたします。

1. 法人税法

(1) 業務用乗用車に関連する費用の損金算入を補完(法人税法施行令第50条の2)

業務用乗用車関連制度の合理化及び制度導入初期の納税者の負担を緩和するために、レンタカーをレンタルするとき、賃貸借契約書に車両の運行は法人の役員及び職員のみができるという特約を記載する場合、これを業務専用自動車保険と見なします。これは、法人税法施行令の施行日以後に申告する分から適用されます。

また、2016年1月1日以後に開始する最初の事業年度1回に限って、一部期間のみを業務専用保険に加入した場合の損金算入方法が新設されます。一部期間のみ業務専用自動車保険に加入した場合、当該事業年度の業務用乗用車に関連する費用の損金算入金額は次のとおりです。

| |
|---|
| $\text{業務用乗用車関連費用} \times \text{業務使用比率} \times (\text{業務専用保険の実際加入日数} / \text{事業年度中の業務専用保険の義務加入日数}^*)$ |
|---|

* 2016年4月1日以後に到来する既存保険の満期日の翌日から事業年度終了日までの日数

(2) 企業所得還流税制の適用時の投資範囲を拡大(法人税法施行令第93条)

現行の企業所得還流税制の課税方式は、投資を含むA型、投資を除外するB型のうち、いずれかの課税方式を選択すると、その後3年間の変更を禁止していますが、企業所得還流税制の適用時に投資を支援するためにB型からA型への変更が許容されます。また、投資を含む課税方式を選択するとき差引できる投資の範囲にベンチャー企業に対する新規投資を含めました。これは、法人税法施行令の施行日が属する事業年度の分から適用されます。

2. 租税特例制限法

- 雇用・投資・R&Dに関連する税制支援対象業種を拡大(租税特例制限法施行令第2条第1項、第23条第1項)

雇用創出投資税額の控除対象業種が既存の農業・製造業・建設業などの49の業種から消費性サービス業(風俗業及びカラオケバー運營業、ホテル業及び旅館業)を除外したすべての業種に範囲が拡大されます。

また、控除率が1%p加算されるサービス業種の範囲も、既存の卸売業及び小売業、放送業、専門デザイン業などの42の業種から消費性サービス業を除外したすべてのサービス業種にその範囲が拡大され、各種の雇用・投資・研究開発の税制支援制度上、中小企業の業種範囲が既存の農業・製造業・建設業などの52の業種から消費性サービス業を除いたすべての業種に拡大されます。

これは、2017年1月1日以後に雇用・投資する分又は研究開発費が発生する分から適用されます。

3. 付加価値税法

- マイレッジなどの決済時の課税方式を整備(付加価値税法施行令第61条)

最高裁判所の判例及び外国事例などを勘案してマイレッジ課税方式が整備されます。現行は、マイレッジなどの決済金額を付加価値税の課税標準に含めて課税していますが、2017年4月1日以後の自己積立マイレッジ決済金額は付加価値税の課税標準から除外されます。ただし、第三者積立マイレッジなどで決済する場合には、事業者がクレジットカード会社などから実際に補填を受ける対価の分は課税標準に含まれます。

4. 相続税及び贈与税法

- (1) 非上場株式の評価方法を改善(相続税及び贈与税法施行令第54条)

① 非上場株式評価額の下限を設定

非上場株式の評価時に純損益価値と純資産価値を3:2で加重平均する現行の方式は、純損益価値が低い法人の株式が過少評価されたため、それを補完するために純資産価値の80%が非上場株式評価額の下限として設定されます。相続税及び贈与税法施行令の施行日以後、相続が開始される分又は贈与される分から適用されます。

② 純資産価値のみで評価する方法を改善

非上場株式の評価時、現行は、清算、事業者の死亡などで事業を継続するのが困難な法人、事業開始後3年未満の法人、休業・廃業中の法人、3年間継続して欠損の法人、不動産が資産の80%以上の法人は、純資産価値のみで評価されています。それに加えて、施行令改正日以後に相続される分又は贈与

される分から、株式が資産の 80%以上の法人、設立時から存続期限が確定された法人であって評価基準日現在において残余存続期限が3年以内の法人、適格分割、物的分割で新設された法人の非上場株式の評価時、分割前に同一事業部分の事業開始日から3年未満の法人も純資産価値のみで評価することになります。

5. 国際租税調整に関する法律

(1) 居住者と国外特殊関係人の資金取引に対する見なし利子率を導入(国際租税調整に関する法律施行令第6条第7項)

納税者の便宜を高めるために居住者と国外特殊関係人の国際取引において適用される資金取引の正常利子率の範囲に、国別政策金利、調達金利などを勘案して施行規則で定める見なし正常利子率が追加されます。また、納税者は現行の第三者間の通常な資金取引で適用される通常利子率と見なし正常利子率のいずれかを選択して適用することができます。施行令の施行日以後に資金取引する分から適用されます。

(2) 多国籍企業に対する国別報告書の提出義務を付与(国際租税調整に関する法律施行令第21条の2)

OECD BEPS プロジェクトのうち、移転価格文書化の課税を立法化することで、国外特殊関係人と取引のある内国法人などに国別報告書の提出義務を付与して、具体的な提出義務者、提出内容、提出方法及び手続きなどを施行令に委任しました。

① 提出義務者

直前年度の連結財務諸表の売上高が1兆ウォンを超過する多国籍企業グループの最上位支配内国法人に国別報告書の提出義務が付与されます。ただし、多国籍企業の親会社が国別報告書を作成する義務がない場合や国別報告書が交換されない国に所在する場合などは、海外多国籍企業グループの国内子会社又は国内支店に提出義務が付与されます。

② 提出内容

施行規則が定める書式にて、多国籍企業グループの国別所得、税金などの配分内訳、及び主要事業活動などを提出しなければなりません。

③ 提出方法

国別報告書は韓国語で作成して提出し、国別報告書が英語である場合は英語翻訳版も提出しなければなりません。

④ 提出義務者の指定書式の提出

最上位支配企業は、事業年度終了日から6ヶ月以内に提出義務者の会社名、所在地、所属子会社の名称及び所在地など、「国別報告書提出義務者指定」書式(施行規則)を事業年度終了日から6ヶ月以内に提出しなければなりません。最上位支配企業が内国法人である場合は、当該内国法人が「国別報告書提出義務者指定」書式を提出しなければならず、最上位支配企業が外国法人である場合、国内子会社又は支店が提出しなければなりません。

多国籍企業に対する国別報告書の提出義務は2016年1月1日以後に開始する課税年度分から適用されます。

(3) 資料の提出義務の不履行に対する過料賦課方式を調整(国際租税調整に関する法律第51条第1項)

国際取引明細書の提出義務の不履行(全部、一部を提出しない場合又は虚偽で提出する場合)に対する過料が現行の1千万ウォンから国外特殊関係人別に500万ウォンに、国際取引情報統合報告書の提出義務の不履行(全部、一部を提出しない場合又は虚偽で提出する場合)に対する過料が現行の3千万ウォンから1件当たり1千万ウォンに調整されます。施行令の施行日以後に提出する分から適用されます。

- 以上 -